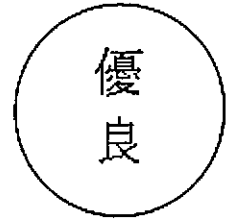


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

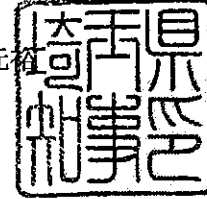
住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4

氏 名 東武商事株式会社
代表取締役 小林 増雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 7月21日

許可の有効年月日 令和12年 7月20日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、汚泥（※）、
 廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上8種類
- (3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類
 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） 以上1種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地
埼玉県吉川市旭3番1 以上1筆（面積4,025.13㎡）
保管施設の概要は裏面別記2のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 5年 7月 1日	指令東環第595号	新規許可
平成25年10月25日	指令産廃第11-17号	変更許可（5種類の追加）
平成28年 7月21日	指令越環第12-11号	更新許可（優良認定）
平成31年 3月 1日	指令産廃第1249-1号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
令和 5年 7月21日	指令越環第232号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱えないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
	水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	シアン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-
	トリクロロエチレン	-	-	-	-	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	○	○	○	○
	ジクロロメタン	-	-	-	-	○	○	○	○
	四塩化炭素	-	-	-	-	○	○	○	○
	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	○	○	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	○	○	○	○
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	○	○	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	○	○	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	○	○	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	○	○	○	○
	チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
	シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
	チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
	ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
	セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,4-ジオキサン	-	-	-	-	○	○	○	○
	ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-

別記2

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 以上1種類	2.9㎡	1.0m (屋内)	0.8m ³ (200Lドラム缶×4個)

(以下余白)

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」